

平成26年1月31日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対してした後記「理由」欄第2の2記載の原処分のうち、裁定請求日現在の障害の状態が厚生年金保険法施行令別表第1(障害年金3級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していないとして、障害厚生年金を支給しないとした処分を取り消し、原処分中その余の部分に関する本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求に至る経緯

請求人は、平成〇年〇月〇日を初診日とする「うつ病」(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として障害給付の裁定を請求した。厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、障害認定日(平成〇年〇月〇日)及び裁定請求日(平成〇年〇月〇日)現在の障害の状態は、いずれも国年法施行令別表(障害年金1級、2級の障害の程度を定めた表)・厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1(障害年金3級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していないとして、障害給付を支給しない処分(以下「原処分」という。)をした。

請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたものであ

る。

第3 当審査会の判断

1 本件記録によれば第2記載の事実が認められるところ、障害厚生年金の支給を受けるためには、障害の状態が厚年令別表第1に定める程度(障害等級3級)以上に該当することが必要とされている。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金を支給される者には、併せて、障害基礎年金が支給されることになっている。

2 当該傷病の初診日が平成〇年〇月〇日であることが本件記録により認められ、同日から1年6月後の平成〇年〇月〇日が障害認定日となることについて当事者間に争いがないと認められる本件における問題点は、請求人の上記障害認定日及び裁定請求日における当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、厚年令別表第1に定める程度(障害等級3級)以上に該当するかどうかである。

3 請求人の当該傷病による障害は、精神の障害と認められるところ、それにより障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の状態としては、厚年令別表第1に、「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(13号)及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)が定められている。

そして、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められており、当審査会においても、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、これに依拠するのが相当と思量するところ、認定基準

によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものを3級に該当するものと認定するとされ、そううつ病による障害で3級に相当すると認められるものの例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返す、労働が制限を受けるもの」が掲げられている。そして、そううつ病は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであり、したがって、現症のみによって認定することは不十分であって、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮し、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努め、現に仕事に従事している者については、その療養状況を考慮し、その仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況及びそれらによる影響も参考とするとされている。

4 障害認定日における本件障害の状態について判断する。

a 病院b科・A医師作成の平成○年○月○日現症に係る平成○年○月○日付診断書によれば、障害の原因となった傷病名に当該傷病が掲げられた上で、発病から現在までの病歴及び治療の経過等は、平成○年○月○日に請求人が陳述したとして、「H○年○月頃より抑うつ気分、不眠、食欲低下が出現し、c科で抗うつ薬の治療をうける。病状悪化しH○年○月当院を受診。一時的に症状は改善するが復職が近づくとも増悪することをくりかえしH○年○月入院のため転院となる。」、診断書作成医療機関における初診

時（平成○年○月○日）所見は、「抑うつ気分、不眠・食欲低下、集中困難、希死念慮を認む。」とされ、教育歴は「大学院卒業」、職歴は「H○年○月～H○年○月 会社員」とされている。現在の病状又は状態像として、抑うつ状態（憂うつ気分）があり、具体的には、「会社は休職して療養中。軽度抑うつ状態が持続している。」、日常生活状況は、在宅で同居者がおり、その全般的状況は、「複雑な内容でなければ可能」とされている。日常生活能力の判定をみると、社会性は助言や指導があればできるとされ、通院と服薬（要）はでき、適切な食事、身の清潔保持、金銭管理と買い物、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応については、いずれも、自発的にできるが又ははおおむねできるが、時には助言や指導を必要とすると判定され、日常生活能力の程度は、「(3)

精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。」とされている。身体所見（神経学的な所見を含む。）は特になく、障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等の利用はない。現症時時の就労状況は、一般企業、一般雇用とされているが、「現症時は休職中。」で、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「身の回り簡単な家事は可能。就労は困難。」とされ、予後は「不明」とれている。また、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）（以下「厚年記録」という。）によれば、請求人は、平成○年○月○日に厚生年金保険の被保険者資格（以下「厚年資格」という。）を新規取得し、障害認定日当時の平成○年○月○日の標準報酬月額は○○万円とされ、その後平成○年○月○日に厚年資格を喪失するまでの期間、同額の標準報酬月額及び定期的に貰与を受けていたことが認められる。

以上のような障害認定日における本件障害の状態は、憂うつ気分があり、軽度

抑うつ状態が持続し、休職をしていたものの、身の回りや簡単な家事は可能で、日常生活能力の判定でも、社会性を除いた全ての項目は自発的あるいはおおむねできるが時には助言や指導を必要とするないしはできると判定されていることからすると、認定基準に掲げる3級の例示に該当しないし、厚年令別表第1に定められている3級の程度に該当しない。もとよりそれより重い1級又は2級の程度に該当しないことは明らかである。

5 裁定請求日における本件障害の状態について判断する。

c 病院 d 科・B 医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書によれば、障害の原因となった傷病名には当該傷病が掲げられ、発病から現在までの病歴及び治療の経過等として、平成〇年〇月〇日に請求人が陳述したとして、「H〇〇に入り、不眠、意欲低下、抑うつ気分出現。c 科を受診したが改善なく、H〇〇 a 病院を受診。何度か復職をこころみながらうまくゆかず、H〇〇退院となった（注：「退院」は、「退職」の誤記と認められる。）。H〇〇〇〇当院初診。H〇〇〇〇～〇〇〇〇入院。その後、外来に通院するもアルバイト程度しか働いていない。」とされ、診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見は、「不眠、食欲低下、意欲低下、抑うつ気分を認め、うつ病と診断された。」とされ、現症時の病状又は状態像としては、抑うつ状態（思考・運動制止、憂うつ気分）があり、具体的には、「SSRI を主体とした薬物療法をつづけているが、抑うつ気分、意欲低下は回復が不十分であり、かろうじて日常生活と短時間のアルバイトを行っている状態である。これ以上の負荷がかかると再発のおそれが大である。」とされ、日常生活状況については、在宅で同居者がおり、全般的な状況としては、「家族とも家族以外とも交流は制限されている。」とされている。日常生活能力の程度は、「(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はで

きるが、時に応じて援助が必要である。」とされているが、個々の日常生活能力の判定をみると、通院と服薬（要）、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応は、おおむねできるが時には助言や指導を必要とし、適切な食事、身の清潔保持、金銭管理と買い物、社会性は、いずれも「（自発的かつ適正に行うことはできないが）助言や指導があればできる」と、4項目について障害認定日当時よりも増悪していると判定され、現症時の就労状況は、一般企業の派遣社員で、勤続2年8か月、週4日勤務し、ひと月の給与は〇〇万円程度、仕事の内容は、美術館の展示物監視、仕事場での援助の状況や意思疎通の状況は、「上司には現状を報告しており、体調不良の際には配慮をお願いしてもらっている。」とされ、身体所見（神経学的な所見を含む。）は特になく、臨床検査では大きな問題はないとされ、障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等の利用はない。現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「日常生活能力、労働能力ともに著しく制限されている。」、予後は不明と記載されている。また、厚年記録によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に厚年資格を喪失後、平成〇年〇月〇日には再取得したが、同年〇月〇日に喪失、平成〇年〇月〇日に再取得し、同年〇月〇日に喪失、平成〇年〇月〇日に再取得しているように、継続した就労はなされておらず、短時間のアルバイトを行っている状態であることが窺われる。

以上のような裁定請求日当時における本件障害の状態は、抑うつ状態（思考・運動制止、憂うつ気分）が認められ、抗うつ薬によっても回復は不十分であり、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要であるとされている。また、就労状況をみると、派遣社員として美術館の〇〇〇〇〇〇の仕事をしているとされ、平成〇年〇月〇日に厚年資

格を喪失後、平成〇年、平成〇年、平成〇年の〇月に再取得して同年〇月に喪失するという形態で就労していることが窺われ、「上司には現状を報告しており、体調不良の際には配慮をお願いしてもらっている。」と仕事場で配慮がなされている等をも考慮すると、裁定請求日における本件障害の状態は、前記３級の例示である「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返し、労働が制限を受けるもの」に該当すると認められ、厚年令別表第１に定める３級の程度に該当する。

- 6 そうすると、請求人の障害認定日における当該傷病による障害の状態は、厚年令別表第１に掲げる程度に該当しないとされた処分は妥当であるが、裁定請求日における当該傷病による障害の状態は、厚年令別表第１に定める３級の程度には該当するのであり、前記第２記載の原処分中、裁定請求日における障害の状態が厚年令別表第１に定める程度に該当しないと、障害厚生年金を支給しないとされた部分は相当ではなく（なお、請求人は、裁定請求日において、本件障害の状態が国年令別表に定める程度に該当する旨を主張するものではない（「再審査請求の趣旨及び理由」の第３項）から、この点は審理の対象ではない。）、これを取り消し、本件再審査請求中その余の部分の棄却することとして、主文のとおり裁決する。